

平成29年度税制改正～法人税～

～研究開発税制の見直し～

平成29年税制改正により、研究開発税制の見直しが行われましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

研究開発税制の見直し

～改正の概要～

<総額型>

- ① 税額控除率は試験研究費の増減に応じ6～14%の範囲で変動
(中小法人12～17%)
- ② 控除限度額が法人税額の25% (一般試験研究費)
中小法人は10%上乗せ (増加率5%超の場合)
また、試験研究費が平均売上金額の10%超の場合は0～10%上乗せ
※高水準型との選択適用
- ③ 対象となる試験研究費は従来の要件に加え、データ等を分析・活用する新たなサービス開発を追加。

<増加型>

廃止

<高水準型>

2年間延長

試験研究を行った場合の税額控除制度について、次のとおり見直しを行います。

		改正前	改正後
総額型	税額控除率	8～10% (中小法人12%)	試験研究費の増減に応じ、6～14% (中小法人12～17%) ※
	控除限度額	法人税額の25%	法人税額の25% ・ 中小法人：10%上乗せ (増加率5%超の場合) ・ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ (高水準型との選択) ※
	対象となる試験研究	・ 製品の製造 ・ 技術の改良、考案又は発明	これまでの試験研究に加え、収集したデータを分析、活用する新たなサービス開発を追加
増加型	税額控除率	試験研究費の増加に応じ、5～30%	廃止
	控除限度額	法人税額の10%	
高水準型	税額控除率	(試験研究費割合 -10%) × 20%	同左 (2年延長)
	控除限度額	法人税額の10%	同左 (2年延長)

※ 控除率10%超 (中小法人は12%超) の部分は平成31年3月31日までの時限措置です。

<適用時期>

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。